アルバイトに関する規程

- 1. アルバイトは、原則として長期休業中のものに限り許可する。
- 2. 次のいずれかに該当するアルバイトは許可しない。
 - (1) 夜間20:00以降に従事するもの
 - (2) 心身に危険が及ぶことが予測されるもの
 - (3) 主に酒類を提供する店舗等におけるもの
 - (4) その他、学校が不適切と判断するもの
- 3. 次のいずれかに該当する者には、アルバイトを許可しない。
 - (1) 欠席・遅刻・早退が多いなど、基本的生活習慣に乱れのある者
 - (2) 学業成績が不振(下の各項のいずれかに該当する)の者
 - ・ いずれかの考査において、学習成績が40点未満であったにも関わらず追指導を受けなかった科目を有する者
 - ・ 直近の考査までの学習成績の平均が40点未満である科目を有する者
 - ・ 直近の考査までの観点別評価が全てCである科目を有する者
 - (3) その他、学校が不適当と判断する者
- **4.** アルバイトをしようとする者は、保護者または保証人(以下、「保護者等」という)連署の「アルバイト許可願」により申し出ること。
- 5. アルバイト許可の適否は、次の①~③の手順で審査する。
 - ① 生徒 : 担任あて、「アルバイト許可願」を提出 ※部活動顧問に予め連絡をしておくこと。
 - ② 担任 : 2、3の各号に該当しないことを確認の上、「アルバイト許可願」を点検
 - (→ 修正指示 → 再受領・点検)

【点検の要点】 □ 保護者等署名 □ アルバイト先事業所名記載・社印等押印 □ 保険 [「無」の場合、本人・保護者等が了解している旨、確認]

- ③ 生徒保厚部 : 「アルバイト許可願」を審査し、許可の適否を判断
- 6.5で許可適当と判断された場合は、回議・決裁を経て、長期休業に入る前日に「アルバイト許可証」 を発行するので、アルバイトをする者はアルバイトをする間常に、身分証明書とともにこれを携帯 すること。
- 7. 特別な理由がある場合、長期休業中以外でのアルバイト(以下、「特別アルバイト」という)を許可することがある。
 - (1)特別アルバイト許可の申し出から許可適否審査までの手順は、次の①~④のとおりとする。
 - ① 担任・保護者等: 電話・面談等により、希望とその理由等を相互確認

【確認の要点】
□ 家計状況、家庭や家族の状況
□ 就学支援金等の認定状況
□ 奨学金の申請の有無
□ 定期考査1週間前から定期考査終了までは、学業優先のため
許可されないこと

- ② 担任・保護者等: ①により、特別な理由があると確認された場合、「特別アルバイト願」により申し出る。
- ③ 学年: 「特別アルバイト願」を審査し、許可することが適当な場合は、生徒保厚部に審査を依頼する。
- ④ 生徒保厚部: 「特別アルバイト願」を審査し、許可の適否を判断する。
 - ※ 社会勉強や小遣いのため等の理由では許可しない。ただし、3年生の 進路決定者については、12月以降、進学や自動車教習所通学費用のため 等の理由でも、審議の上許可することがある。
- (2)(1)で許可適当と判断された場合は、5.①、②の手順及びそれらに引き続く回議・決裁を経て、「アルバイト許可証」を発行するので、特別アルバイトをする者はアルバイトをする間常に、身分証明書とともにこれを携帯すること。
- (3) 進級後の特別アルバイト継続については、希望の有無を担任・保護者等間で確認し、希望する場合は、3月末日までに再度「アルバイト許可願」を提出して、許可を受けること。
- 8. 2、3の各号のいずれかに該当することとなった(該当することが判明した)場合は、アルバイト 許可を取り消す。この場合、「アルバイト許可証」は速やかに返却すること。